

令和6年

5月号

滝谷交番だより

発行
宇都宮中央警察署
☎028-623-0110
滝谷交番
☎028-639-1755

自転車の安全な利用について

栃木県内では、令和5年中自転車に関係する事故人身事故の約4分の1を占めているほか、そのうち自転車側の7割強に何らかの法令違反があることから自転車対策が喫緊の課題となっています。

～ 自転車に乗るときは ヘルメットをかぶろう ～

自分の命を守るためにも、自転車を利用する全ての方は、**ヘルメットを着用**しましょう。

～ 命を守る反射材について ～

自転車に**反射シール**や**反射材用品**を付けることは交通事故防止に非常に有効です。

～ 自転車運転者講習について ～

自転車運転中に危険行為を繰り返す（3年のうちに2回）と、自転車運転者講習の対象となります。

講習の対象となり受講命令に従わなかった場合、5万円以下の罰金となります。

自転車に乗るときの基本ルール

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

自転車運転者講習の対象となる危険行為



屋根修繕業者を装う訪問販売に注意!



屋根修理業者が突然訪問して

- ・「お宅の屋根が浮いているのが見えた。このままでは雨漏りする。早く直した方がいい。」等と言う。
- ・壊れた屋根の真を見せる。
- ・突然屋根に登る。

等し、実際には壊れていない屋根の修繕契約を締結させる事案が多発しています。

対応方法

- 家族に相談したり訪問業者を確認する等してすぐに契約しない。
- 断る場合は毅然とした態度で断り、有事の際は110番通報。

